

第10次北海道卸売市場整備計画

平成28年12月
北海道

目 次

第1 北海道の卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 本道の卸売市場の現状と課題	1
(1) 現状	
(2) 主な課題	
3 目指す姿	3
4 本計画の基本的な方向	3
5 計画期間	3
6 卸売市場における経営戦略の確立.....	4

第2 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針

1 流通圏の設定	5
2 配置計画	6
(1) 消費地卸売市場の配置	
(2) 水産物産地卸売市場の配置	
3 地域拠点市場	7

第3 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項.....	10
2 施設の種類に関する事項.....	10
3 施設の規模に関する事項.....	10
4 施設の配置、運営及び構造に関する事項	10

第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項.....	13
2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	15
3 物品の品質管理の高度化に関する事項.....	15

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者及び仲卸業者の経営基盤の強化	16
(1) 連携強化による事業領域の拡大	
(2) 情報受発信の強化	
(3) 財務体質の強化	
(4) 従業員の資質向上	
2 卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進.....	17
(1) 輸出を通じた新たな需要創出	
(2) 6次産業化への取組に対する参画	
3 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応.....	17
(1) 災害時等への対応	
(2) 卸売市場への理解の醸成	
(3) 情報の公開・提供	
(4) 地域との協働	

第6 推進体制

1 推進体制	19
2 推進管理	19

用語解説	21
------------	----

第1 北海道の卸売市場の整備及び運営に関する基本的事項

1 策定の趣旨

北海道では、卸売市場法^{註1}(昭和46年法律第35号)第6条の規定に基づき、「第10次北海道卸売市場整備計画」(以下「計画」という。)を、平成28年1月に公表された国の「卸売市場整備基本方針」(以下「基本方針」という。)や北海道が策定している各種計画等を踏まえ、本道の卸売市場^{註2}が生鮮食料品等^{註3}の流通を巡る社会環境の変化に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展することにより、安定的な生鮮食料品等の供給を確保するとともに、地域の農水産物を集荷し、広く域内・域外への販路を提供するという役割を確実に果たすことができるよう、今後の卸売市場のあり方を示すとともに、卸売市場の計画的な整備等を推進することを目的に策定する。

2 本道の卸売市場の現状と課題

(1) 現状

ア 本道卸売市場の独自性

本道は、広大な土地と自然に恵まれ、我が国有数の食料供給地域としての役割を担っており、多くの卸売市場では、近隣の農水産物を集荷し、全国へ出荷する「産地市場機能」を有し、道内外に生鮮食料品等を安定的に提供するための社会的なインフラとしての役割を担うとともに、生産者にとっては、身近で安定した出荷先として、大規模小売業者や専門小売業者等の実需者にとっては、多種多様な品目を大量かつ安定的に購入することができる仕入先として、地域の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとして公共的な役割を果たしている。

一方、本道の卸売市場は、道内市場間や道外との距離が長いこと、輸送に伴う鮮度保持や物流コストの負担など、本道特有の課題を抱えている。

イ 本道卸売市場を取り巻く環境変化

全国を上回るスピードで少子高齢化に伴う人口減少が進む本道では、食料消費の減少や消費者ニーズの多様化などに伴い、生鮮食料品等の需要量が減少するとともに、大規模小売業者等の産地直接取引などの市場外流通が増加するなど、卸売市場は依然として、大変厳しい経営環境に置かれている。

また、一部の道外産地では、卸売市場の受入体制などにより出荷先を限定する動きが出てきており、積雪寒冷という気候特性から、冬から春にかけて、道外産の農産物が取引の主体となる本道では、新鮮な青果物などの集荷に影響が出てきている。

一方、輸出も見据えた取扱物品の品質管理の高度化、産地や実需者との連携強化に向けた積極的な情報の受発信、加工処理等の付加機能の充実など、生産者や実需者が卸売市場に期待する機能・役割は一層多様化している。

ウ 本道卸売市場の現状

(取扱数量)

青果物は23年の673千ト、から27年の620千ト、水産物は23年の1,194千ト、から939千ト、花きは23年の206百万本から27年の175百万本と減少している。

(取扱金額)

青果物は平成23年の1,441億円から平成27年の1,468億円、水産物は平成23年の3,749億円から平成27年の3,934億円、花きは平成23年の143億円から平成27年の134億円と、総じて減少傾向から横ばいで推移している。

表1 卸売市場取扱数量・金額の推移 (単位 数量:千トン(花き:百万本) 金額:億円)

年	青果物		水産物		花き	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
23	673	1,441	1,194	3,749	206	143
24	660	1,387	1,149	3,593	198	141
25	659	1,401	1,127	3,900	191	138
26	634	1,405	1,222	3,902	180	131
27	620	1,468	939	3,934	175	134

出典:北海道経済部調べ

(市場数)

平成23年の80市場から平成27年の78市場へと5年で2市場が減少している。

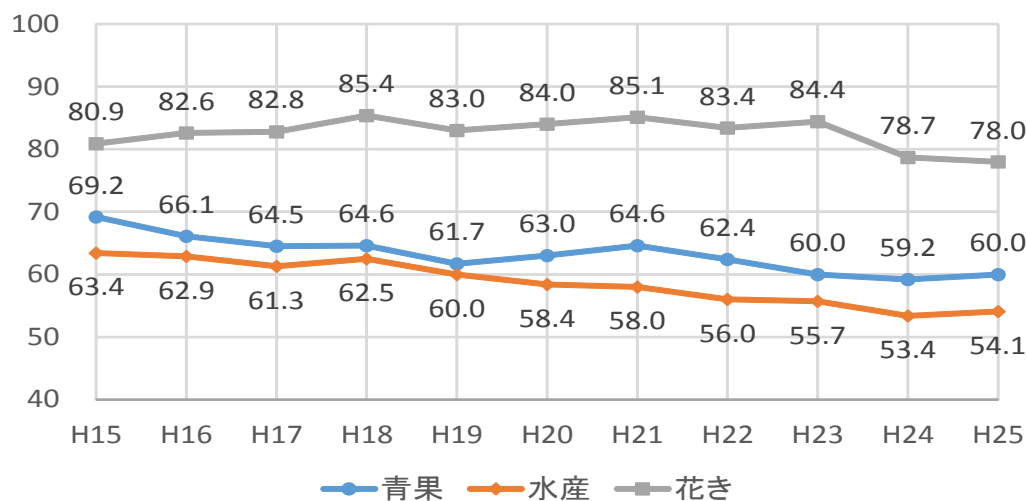
表2 卸売市場数の推移

年	中央 卸売市場	地方 卸売市場	開設者			区分	
			公設	3セク	民営	消費地	水産物産地
23	1	79	17	1	61	39	40
24	1	78	17	1	60	38	40
25	1	78	17	1	60	38	40
26	1	77	16	1	60	37	40
27	1	77	16	1	60	37	40

出典:北海道経済部調べ

卸売市場経由率^{※4}の推移

(単位 %)



平成27年度「卸売市場データ集」(農林水産省)の「卸売市場経由率の推移」をもとに北海道経済部が作成
 ※卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、花きのうち卸売市場(水産物産地市場を除く)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

(2) 主な課題

産地と実需者の架け橋として、それぞれのニーズに的確に対応するため、卸売市場は、本道の独自性を十分活かし、市場本来の集荷・分荷機能や価格形成機能などを一層効果的に発揮し、地域の生鮮食料品等の流通を担う役割を果たしていく必要があるが、主に以下の課題を抱えている。

ア 消費者ニーズの多様化に対応するため、大量販売、豊富な品揃え、加工処理等に積極的に取り組むことが求められている。

イ 産地市場機能を発揮するため、産地と実需者の連携、市場間の連携の一層の強化が求められているほか、集荷・出荷体制や物流システムの効率化が課題となっている。

また、道内の農水産物の生産体制を維持・確保するため、産地育成の視点を踏まえた情報の共有化をはじめ、コーディネート力や選果・選別機能などの強化が求められている。

ウ 市場を支える卸売業者^{注5}、仲卸業者^{注6}の経営悪化を食い止め、健全な経営を図るため、経営戦略的な視点を持った、計画的な事業領域の拡大や設備整備など積極的な対応が求められている。

エ 人口減少の進行や生鮮食料品等流通の国際化などに伴う様々な課題に的確に対応していくことが求められている。

3 目指す姿

各卸売市場毎の経営戦略に基づき、新たな需要の開拓に積極的に取り組み、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展するとともに、生鮮食料品等の安定供給に貢献する卸売市場を目指す。

4 本計画の基本的な方向

本道卸売市場の独自性、抱える課題や目指すべき姿を踏まえ、本計画においては、次の方向に沿って卸売市場の整備及び運営を行う。

- 経営展望の策定促進による経営戦略の確立
- 地域拠点市場の指定による市場間連携の加速、物流の効率化、集荷・出荷体制の強化
- 産地との連携・育成の強化
- 輸出の促進による新たな需要の開拓
- 災害時対応機能の強化などの社会的要請への適切な対応

5 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

なお、計画の期間中に、卸売市場配置計画等に重大な変更が生じた場合や、社会情勢の変化等により、国や道の卸売市場施策の見直しがあるなど、この計画の推進に大きな影響が生じた場合には、北海道卸売市場審議会(以下「審議会」という。)の意見を踏まえ計画を見直すなど必要な措置を行う。

表3 計画の策定状況

区分	策定年	計画の期間
第1次	昭和47年	昭和47年度～昭和55年度
第2次	昭和51年	昭和51年度～昭和60年度
第3次	昭和56年	昭和56年度～平成2年度
第4次	昭和61年	昭和61年度～平成7年度
第5次	平成3年	平成3年度～平成12年度
第6次	平成8年	平成8年度～平成17年度
第7次	平成13年	平成13年度～平成22年度
第8次	平成17年	平成17年度～平成22年度
第9次	平成23年	平成23年度～平成27年度

6 卸売市場における経営戦略の確立

国の基本方針に基づき、各卸売市場においては、開設者^{註7}及び市場関係業者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・位置付け・役割・機能強化等の方向、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望（以下「経営展望」という。）の策定等により、卸売市場としての経営戦略を確立する。

経営展望を策定する場合は、各卸売市場の立地条件や強み・弱み等を踏まえ、目指すべき卸売市場としてのビジネスモデルの方向等を基本戦略として定めるとともに、開設者・市場関係業者それぞれが今後取り組むべき具体的な内容を行動計画として定め、明確にする。

その際のビジネスモデルの方向については、地域内における生鮮食料品等の安定的な供給を基本としつつ、

- (1) 大規模な集荷・分荷機能の発揮
- (2) 産地との連携による魅力ある生産物の集荷・販売
- (3) 加工・業務用ニーズに対応した機能強化と商品開発
- (4) 輸出等を通じた新たな需要開拓
- (5) (1)から(4)までの複合型

等、当該卸売市場が置かれている状況等を十分に分析し、多様な市場関係者が一丸となり、市場全体として最適を図るという観点を市場関係者間で共有した上で定めるものとする。

また、経営展望で定めた基本戦略及び行動計画については、これを可能な範囲で生産者、実需者等へ開示するとともに、開設者や市場関係業者がそれぞれの立場で、あるいは相互に連携・協力しながら、着実に遂行し、あわせて、経営展望の実効性を高め、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、行動計画の遂行状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて経営展望の見直しに取り組むものとする。

なお、公設の卸売市場の運営に当たっては、経営の視点を導入した上で、卸売市場全体としての意思決定を的確に行うとともに、市場経営の体制をより機動的かつ効率的なものとするに十分留意する。

その際、独立性が高く、経営責任の明確化や自主性の拡充等が期待できる地方公営企業法^{註8}（昭和27年法律第292号）に基づく事業管理者の活用や、公設地方卸売市場における開設者の第3セクター化も視野に入れて対応する。

第2 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針

1 流通圏の設定

流通圏の設定に当たっては、地域生活圏の変化等と、広域的な流通の拠点として機能している札幌市中央卸売市場や地域流通の拠点となる地方卸売市場が集荷や分荷・価格形成等の面で影響を及ぼしている地域を考慮し、道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6圏域に区分して設定した。

品目別の各流通圏における市場取扱量と見通しは表4のとおりである。

表4 品目別流通圏の設定

(単位:人、トン(千本)、%)

流通圏	(総合)振興局	流通圏人口			市場取扱量			
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	増減率	品目	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	増減率
道央圏	空知 石狩 後志 胆振 日高	3,383,040	3,275,038	-3.2	野菜	298,948	282,726	-5.4
					果実	86,135	77,876	-9.6
					水産物	150,207	138,567	-7.7
					花き	137,496	140,416	2.1
道南圏	渡島 檜山	462,778	413,893	-10.6	野菜	38,753	33,848	-12.7
					果実	14,766	12,330	-16.5
					水産物	39,110	33,321	-14.8
					花き	12,786	12,059	-5.7
道北圏	上川 留萌 宗谷	640,567	586,508	-8.4	野菜	88,154	78,892	-10.5
					果実	30,302	25,925	-14.4
					水産物	69,653	60,803	-12.7
					花き	28,961	27,987	-3.4
オホーツク圏	オホーツク	301,931	279,436	-7.5	野菜	14,836	13,408	-9.6
					果実	5,301	4,580	-13.6
					水産物	6,747	5,948	-11.8
					花き	4,742	4,628	-2.4
十勝圏	十勝	350,529	329,928	-5.9	野菜	27,419	25,208	-8.1
					果実	9,358	8,225	-12.1
					水産物	8,865	7,950	-10.3
					花き	6,526	6,479	-0.7
釧路・根室圏	釧路 根室	326,606	293,250	-10.2	野菜	28,902	25,357	-12.3
					果実	15,210	12,757	-16.1
					水産物	33,431	28,610	-14.4
					花き	8,395	7,953	-5.3
合計		5,465,451	5,178,053	-5.3	野菜	497,012	459,439	-7.6
					果実	161,072	141,692	-12.0
					水産物	308,013	275,199	-10.7
					花き	198,906	199,523	0.3

- 流通圏人口
 - 平成24年度:住民基本台帳人口(平成25年3月31日現在、北海道総合政策部調べ)
 - 平成32年度:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)
- 市場取扱量
 - 平成24年度:平成24年度「北海道卸売市場取扱状況」(北海道経済部)
 - 平成32年度:平成27年度「卸売市場データ集」(農林水産省)の「卸売市場経由率の推移」や人口減少率をもとに北海道経済部で推計

2 配置計画

道内の卸売市場の現状や今後の見通しなどを踏まえ、集荷・分荷機能や価格形成機能など卸売市場本来の機能を一層効果的に発揮するとともに、より広域的な集荷・分荷や物流拠点としての役割を果たすため、51市町に卸売市場を配置することとし、札幌市中央卸売市場や地域拠点市場（後述）と地方卸売市場同士が相互に連携し、効率的な流通ネットワークの構築を進める。

(1) 消費地卸売市場^{注9}の配置

生鮮食料品等の安定かつ効率的な流通を確保するため、消費地卸売市場は、23市町に配置し、産地市場機能を併せ持つ卸売市場においては、産地・実需者との連携、卸売市場間の連携を強化し、計画的な事業領域の拡大や施設設備の整備を図る。

表5 消費地卸売市場の配置

流通圏	(総合)振興局	卸売市場配置市町
道央圏	空知総合振興局	夕張市 岩見沢市 芦別市 滝川市 砂川市
	石狩振興局	札幌市 千歳市
	後志総合振興局	小樽市 倶知安町 余市町
	胆振総合振興局	室蘭市 苫小牧市
	日高振興局	新ひだか町 浦河町
道南圏	渡島総合振興局	函館市
	檜山振興局	江差町
道北圏	上川総合振興局	旭川市 士別市 富良野市
オホーツク圏	オホーツク総合振興局	北見市
十勝圏	十勝総合振興局	帯広市
釧路・根室圏	釧路総合振興局	釧路市
	根室振興局	中標津町

(2) 水産物産地卸売市場^{注10}の配置

水産物産地卸売市場は、その多くが漁業協同組合が開設者となって運営され、水揚げ基地における分荷調整機能等の重要な役割を果たすため、33市町に配置し、水揚量や魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性、卸売市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案して、市場機能の強化を推進する。

表6 水産物産地卸売市場の配置

流通圏	(総合)振興局	卸売市場配置市町
道央圏	後志総合振興局	小樽市 寿都町 岩内町 古平町 余市町
	胆振総合振興局	登別市
	日高振興局	浦河町 えりも町
道南圏	渡島総合振興局	鹿部町 森町 八雲町
道北圏	留萌振興局	留萌市 増毛町 苫前町 羽幌町
	宗谷総合振興局	稚内市 浜頓別町 枝幸町
オホーツク圏	オホーツク総合振興局	北見市 網走市 紋別市 斜里町 湧別町 興部町 雄武町
十勝圏	十勝総合振興局	広尾町
釧路・根室圏	釧路総合振興局	釧路市 厚岸町 浜中町 白糠町
	根室振興局	根室市 標津町 羅臼町

3 地域拠点市場

国の基本方針に基づき、生鮮食料品等流通において重要な役割を担う地方卸売市場(水産物産地市場を除く。)であって、経営展望を策定し、それに即して意欲的に市場機能の強化等に取り組む市場を「地域拠点市場」として定める。

地域拠点市場においては次に掲げる措置のいずれかに取り組むことを基本としつつ、これらの措置に取り組むことが困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等に計画的に取り組む。

- (1) 他の地方卸売市場との統合
- (2) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動

また、地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

- (1) 当該地域拠点市場が青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として15,000トン以上
- (2) 当該地域拠点市場が水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として7,000トン以上
- (3) 当該地域拠点市場が花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として2,000万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

地域拠点市場が他の地方卸売市場と統合する場合には、当該統合が次に掲げる要件のすべてに適合していることが望ましい。

- (1) 当該統合の中核となる地域拠点市場の取扱金額が50億円以上又は卸売場面積が3,000㎡以上であること。
- (2) 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100億円以上又は卸売場面積が5,000㎡以上であること。
- (3) 当該統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)第4条第2項の規定により同法第2条第3項第2号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。

表7 北海道内卸売市場一覧

流通圏	配置地域	当該流通圏既存市場			整備方針				
		市場名	所在地	区分	整備計画	地域拠点市場	取扱品目		
							青果	水産	花き
道央圏	札幌	札幌市中央卸売市場	札幌市中央区北12条西20丁目	中	必要に応じて施設の改善を図ることができる卸売市場		○	○	
		札幌花き地方卸売市場	札幌市白石区流通センター7丁目3-5	準公		○			○
		千歳市公設地方卸売市場	千歳市上長都958-1	公			○	○	
	後志	小樽市公設青果地方卸売市場	小樽市有幌町1-10	公			○		
		小樽花卉園芸地方卸売市場	小樽市奥沢2丁目7-14	民					○
		小樽市漁業協同組合地方卸売市場	小樽市色内3丁目5-18	民				○	
		小樽市公設水産地方卸売市場	小樽市高島1丁目2-5	公				○	
		寿都町漁業協同組合地方卸売市場	寿都郡寿都町字大磯町20先	民				○	
		倶知安町地方卸売市場	虻田郡倶知安町字高砂24	公			○	○	
		岩内地方卸売市場	岩内郡岩内町字大浜92-1	民				○	
		古平地方卸売市場	古平郡古平町大字入船町14	民				○	
		余市合同青果物地方卸売市場	余市郡余市町黒川町1175	民			○		
		余市水産物地方卸売市場	余市郡余市町港町148	民				○	
	南空知	夕張市公設地方卸売市場	夕張市南清水沢4丁目105	公			○	○	
		公設道央地方卸売市場	岩見沢市大和4条7丁目22	公			○	○	
	中空知	芦別地方卸売市場	芦別市北7条西4丁目4-7	民			○	○	
		丸一滝川地方卸売市場	滝川市流通団地3丁目7-1	民			○	○	
		砂川地方卸売市場	砂川市東6条北10丁目1-1	民			○	○	
	西胆振	室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市日の出町2丁目3番1号	公			○	○	○
		室蘭花地方卸売市場	室蘭市東町1丁目1-3	民					○
東胆振	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市港町2丁目2-2	公		○	○	○		
	いぶり中央地方卸売市場	登別市登別港町1丁目27	民			○			
日高	静内地方卸売市場	日高郡新ひだか町静内ときわ町2丁目1-20	民			○	○		
	丸高青果浦河地方卸売市場	浦河郡浦河町築地2丁目7-15	民		○				
	日高中央漁業協同組合地方卸売市場	浦河郡浦河町浜町45	民			○			
	えりも漁業協同組合地方卸売市場	幌泉郡えりも町字本町182-2	民			○			
道南圏	渡島	函館市青果物地方卸売市場	函館市西桔梗町589番地25	公		○			
		函館市水産物地方卸売市場	函館市豊川町27-6	公			○		
		函館花き地方卸売市場	函館市西桔梗町589-272	民				○	
		鹿部地方卸売市場	茅部郡鹿部町字鹿部漁港埋立地	民			○		
		砂原地方卸売市場	茅部郡森町字砂原4丁目31番地の1地先	民			○		
		森漁業協同組合魚地方卸売市場	茅部郡森町字港町森港埋立地	民			○		
		落部地方卸売市場	二海郡八雲町落部529	民			○		
	八雲町漁業協同組合地方卸売市場	二海郡八雲町内浦町155-3	民			○			
檜山	江差町地方卸売市場	檜山郡江差町字中歌町193-1	公		○				
道北圏	上川中部	旭一旭川地方卸売市場	旭川市流通団地1条2丁目	民		○	○	○	
		丸果旭川地方卸売市場	旭川市流通団地1条3丁目14-3	民		○		○	
		一印旭川地方卸売市場	旭川市流通団地1条3丁目34-12	民			○		
		旭川生花地方卸売市場	旭川市流通団地2条2丁目31	民				○	
	上川北部	士別市地方卸売市場	士別市西5条12丁目	公		○	○		
	富良野	富良野市公設地方卸売市場	富良野市弥生町4-2	公		○	○		
		留萌市地方卸売市場	留萌市明元町5丁目3	民			○		
		増毛地方卸売市場	増毛郡増毛町港町46-2	民			○		
		苫前地方卸売市場	苫前郡苫前町字苫前85	民			○		
	宗谷	羽幌地方卸売市場	苫前郡羽幌町港町1丁目31	民			○		
		稚内市地方卸売市場	稚内市新港町1-13	公			○		
		稚内漁業協同組合地方卸売市場	稚内市中央4丁目18-6	民			○		
頓別漁業協同組合地方卸売市場		枝幸郡浜頓別町字頓別	民			○			
枝幸魚地方卸売市場	枝幸郡枝幸町幸町7888	民			○				

流通圏	配置地域	当該流通圏既存市場			整備方針				
		市場名	所在地	区分	整備計画	地域 拠点市場	取扱品目		
							青果	水産	花き
オホーツク圏	北網	マルキタ北見地方卸売市場	北見市東相内町39-1	民	必要に応じて施設の改善を図ることができる卸売市場	○	○	○	○
		常呂地方卸売市場	北見市常呂町字常呂691	民				○	
		北網走地方卸売市場	網走市港町132	民				○	
		斜里地方卸売市場	斜里郡斜里町前浜町4-1	民				○	
	遠紋	紋別漁業協同組合地方卸売市場	紋別市港町6丁目5-2	民				○	
		湧別漁業協同組合地方卸売市場	紋別郡湧別町港町45-3地先	民				○	
		沙留漁業協同組合地方卸売市場	紋別郡興部町字沙留143-1	民				○	
十勝圏	十勝	雄武漁業協同組合地方卸売市場	紋別郡雄武町字雄武983	民				○	
		帯広地方卸売市場	帯広市西21条北1丁目5-1	民		○	○	○	○
釧路・根室圏	釧路	広尾漁業協同組合地方卸売市場	広尾郡広尾町会所前3丁目15	民				○	
		釧路市公設地方卸売市場	釧路市新富士町6丁目1-23	公				○	○
		釧路市漁業協同組合新富土地方卸売市場	釧路市新富士町6丁目1-3	民					○
		釧路新富土水産物地方卸売市場	釧路市新富士町6丁目1	民					○
		釧路市漁業協同組合地方卸売市場	釧路市浜町3-12	民					○
		釧路水産物地方卸売市場	釧路市浜町3-18	民				○	
		厚岸漁業協同組合地方卸売市場	厚岸郡厚岸町字港町76	民				○	
		浜中漁業協同組合地方卸売市場	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21	民				○	
	根室	白糠地方卸売市場	白糠郡白糠町岬1丁目2-42	民				○	
		根室水産物地方卸売市場	根室市本町5丁目4番地	民				○	
		花咲水産物地方卸売市場	根室市花咲港440	民				○	
		歯舞水産物地方卸売市場	根室市歯舞4丁目120番地1先埋立地	民				○	
		落石水産物地方卸売市場	根室市落石西395-2	民				○	
		中標津町地方卸売市場	標津郡中標津町南中8番地10	民			○	○	
		標津漁業協同組合地方卸売市場	標津郡標津町北5条東1丁目2-9-1	民				○	
羅臼地方卸売市場	目梨郡羅臼町船見町2-13	民				○			

※当該流通圏既存市場の区分に係る「中」は中央卸売市場、「公」は公設の地方卸売市場、「民」は民営の地方卸売市場、「準公」は第三セクターの地方卸売市場を示す。

第3 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、本道の卸売市場の持つ「産地市場」的機能に配慮しつつ、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるとともに、産地との連携や、輸出などの新たな取組の実施への見通しを踏まえて行い、次の事項に留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- (2) 道路など生鮮食料品等流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請への高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮する。

売場施設 駐車施設 貯蔵・保管施設
輸送・搬送施設 衛生施設 情報・事務処理施設
管理施設 加工処理施設 福利厚生施設
関連事業施設 以上の施設に附帯する施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

3 施設の規模に関する事項

別記の卸売市場施設規模算定基準に基づいて算定される施設規模を確保する。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、生産者及び実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応能力の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。

その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、特に、施設整備におけるPFI事業^{注11}の活用、施設管理における民間委託の推進や地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者制度^{注12}の活用を通じ、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努め、さらに、卸売市場の利用者が受ける便益等に応じた費用負担の適正化の観点から、施設の使用料、入場料等の徴収についても検討する。

- (1) 卸売市場施設については、その導入に当たっての費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進する。
- (2) 周辺の卸売市場と連携した流通を行う拠点的な役割を担う中央卸売市場においては、大型車両にも対応可能な保管・積込施設、全国の産地や卸売市場との間での情報の迅速な処理を行うために必要な情報処理施設等の整備・配置を計画的に推進する。
- (3) 産地との連携強化により魅力的かつ特色のある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進する。
- (4) よりきめ細かなサービスを求める大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進する。
また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮する。
あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート^{注13}(小売支援活動)等の取組に配慮した施設の運営に努める。
- (5) コールドチェーンの確立を含めた卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温(定温)管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進する。
その際、HACCP(食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム)の考え方を採り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の早急な整備・配置に努める。
また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに低温(定温)管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定する。
さらに、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステム^{注14}の確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮する。
- (6) 新規需要の創出を通じた市場関係業者の経営体質の強化、さらには市場取引の活性化を図る観点から、立地条件等を踏まえつつ、卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置する。
- (7) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い

容器^{注15}の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進する。

また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果ガスや廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定した上で、計画的に取り組む。

(8) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化に努める。

特に、大都市にある卸売市場においては、土地の高度利用を図る観点から、立体的かつ効率的な施設の配置とする。

(9) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とする。

(10) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行う。

また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図る。

(11) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、

ア 生産者や実需者とのデータ連携や取引の効率化に資する生鮮EDI標準^{注16}(受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め)の導入及び電子タグ(メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札(タグ))等の情報技術の活用

イ 産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入

に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN(構内情報通信網)や通い容器に対応した搬送施設の整備と通い容器の一時保管場所の確保に努める。

(12) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。

(13) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能(快適性)を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置する。

第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性を持った適切な価格形成を引き続き確保する。

その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、卸売市場における取引を生産者及び実需者のニーズに的確に対応させるとともに、その活性化を図る。

(1) 各卸売市場においては、当該卸売市場の経営戦略に即した機能の強化等に向けた取組を的確に遂行するため、市場取引委員会^{*17}の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン^{注18}の構築やサプライチェーンマネジメントシステム^{注19}(商品供給最適管理システム)の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組む。

(2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、集荷の共同化、双方向・相互融通での荷揃え、販売の相互連携等の複数の卸売市場間における効果的な連携や新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図る。

なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努める。

(3) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等の実態を反映するとともに、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人^{注20}の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守する。

(4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図る。

特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則^{注21}の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努める。

(5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、当該卸売市場の経営戦略も踏まえて、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努める。

特に、生産者や実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認、各種書類の提出・報告の義務付け等について、その必要性を十

分に検証した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底する。

また、生産者から実需者に至るまでの流通全体に通じた情報通信技術の活用や生鮮EDI標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進する。

(6) 相対取引^{注22}が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、開設者や卸売業者は、日ごと、月ごとの時系列で整理したデータの提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、仲卸業者や専門小売業者その他の実需者、生産者等幅広い関係者のニーズや利便性にも可能な限り配慮した取引情報の提供に努める。

(7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努める。

(8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保する。

また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行う。

(9) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い視野を有する学識経験者等への委員の委嘱等を通じ、適切な調査審議がなされるよう努めるとともに、経営戦略的な視点から卸売市場全体として統一的な意思決定を的確に行うよう努める。

(10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保し、その安心につなげていくため、

ア 原産地表示の徹底等による公正な取引の確保

イ 生産履歴情報等の適切な確認・伝達

ウ 食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実

エ 生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティ^{注23}の確保

に取り組む。

なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力する。

(11) 卸売市場に対する生産者、実需者、さらには消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努める。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス^{注24}(戦略的物流管理システム)の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施策の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努める。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。
また、場外保管施設の適切な活用を推進する。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進する。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、施設の整備と併せて、生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置に取り組むとともに、当該措置を内容とする品質管理高度化規範の策定、同規範の内容及び遵守状況についての不断の検証並びに社内遵守体制の強化を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組む。

この場合、水産物を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守する。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等に通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図る。

特に、輸出に取り組む卸売市場にあつては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組む。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者及び仲卸業者の経営基盤の強化

卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、次のとおり卸売業者や仲卸業者の経営基盤の強化を図っていくこととする。

その際、卸売市場において、安定した収益を上げるためには、従業員1人当たりの取扱金額を一定水準以上に確保することが必要であることから、国の基本方針第5の2及び3に掲げられている目標年度における卸売業者、仲卸業者の従業員1人当たりの取扱金額の水準を目安とする。

表8 目標年度における従業員1人当たりの水準 (単位:百万円)

区 分		青果物	水産物	花 き
卸売業者	中央卸売市場	270	380	160
	地方卸売市場(水産物産地市場を除く)	130	160	90
仲卸業者	中央卸売市場	100	100	70
	地方卸売市場(水産物産地市場を除く)	90	80	50

(1) 連携強化による事業領域の拡大

大規模小売業者が行っている生鮮食料品の選別やカット加工、パック詰めなどの流通加工や買受人向けの物流センター、地域特産物のブランド化、生産者団体との共同による新商品開発・販売など、生産者や実需者の連携強化に積極的に取り組むことで、事業領域の拡大を図りながら、卸売事業の維持・発展を図る。

(2) 情報受発信の強化

価格動向や実需者ニーズ、産地の出荷動向・出荷戦略等の多様な情報を把握して産地や実需者に的確にフィードバックするなど、情報受発信の取組を強化する。

(3) 財務体質の強化

本道の卸売業者や仲卸業者の財務状況は、厳しい状況にあるが、経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるためには、増資等により財務体質の強化を図るとともに、市場間連携等による事業領域の拡大や流通ネットワークの構築、経営の多角化により経営改善を図っていく。

また、卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めていく。

長期にわたって財務内容が改善されない卸売業者や仲卸業者に対し、北海道は、卸売市場法等に基づく日常的な指導監督を行うほか、「北海道地方卸売市場検査要領」^{注25)}に基づき、定期的に卸売市場に対する立入検査を行い、財務内容の確認や改善指導を行う。

また、開設者は、業務規程に基づき、卸売業者及び仲卸業者に対する日常的な指導監督を行うほか、長期にわたって改善が図られない卸売業者等に対しては、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行う。

財務改善のために必要があると認められるとき、卸売業者等は、国や道の各種制度を活用しながら経営診断の受診など、第三者による経営評価の実施に努める。

(4) 従業員の資質向上

ア 人材の育成

卸売市場の役割・機能を果たすために最も重要なものは「人」であり、その将来を担う人材に対し、日常業務を通じた研修に加え、業界団体が実施する研修に積極的に職員を派遣するほか、他の卸売市場や異業種との交流を図る研修や、地域の多様な主体との交流を深める研修等を計画的に実施し、深い専門知識と幅広い見識を持った人材を育成する必要がある。

イ 労働環境の整備

卸売市場は、早朝勤務があるなどの労働環境等から、就業先としては敬遠されがちな面があることから、従業員の高齢化が進んでいる。

今後、若者や女性等の活用を通じ、優秀な人材を確保していくため、機械設備の導入などにより荷役作業の省力化を進めるとともに、働きがいのある職場の実現に向けて、キャリアパス^{注26}の設定や人事評価の明確化、さらには、勤務時間、休日、有給休暇、福利厚生面など、職員の目標意識や就労意欲を高めるよう労働環境の充実に努める。

2 卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進

(1) 輸出を通じた新たな需要創出

道では「北海道食の輸出拡大戦略」^{注27}を策定し、輸出拡大に向けた取組を推進しているほか、国においても「農林水産業の輸出力強化戦略」^{注28}を打ち出している。

道内の卸売市場においても、これらに呼応し、新たな需要を開拓するため、道内産の農水産物の輸出に係る拠点としての積極的な機能発揮に努めることとし、その際、産地や市場関係者と連携し、道内の卸売市場の持つ産地市場としての強みを活かした集荷機能による品揃え、数量等の取引先ニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先の法令で求められる衛生・品質管理に取り組む。

(2) 6次産業化への取組に対する参画

農漁業者と多様な事業者が連携して推進する6次産業化への取組に対し、産地及び消費地と直結した北海道の卸売市場の持つ目ききのノウハウなどの強みを活かし、事業参画者のオブザーバーとしての機能の発揮や、共同事業者としてその機能を発揮することで、共存・共栄に努める。

3 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応

(1) 災害時等への対応

災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす役割の重要性にかんがみ、開設者は防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において、適切な対応が確保されるよう努める。

また、災害時等に、生鮮食料品等を安定的に提供するため、卸売市場が相互に救援協力するために締結された「道内卸売市場による災害時相互応援協定」を推進する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」^{注29}を通じ、道内市場間の相互バックアップ体制を確立する。

(2) 卸売市場への理解の醸成

地域住民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」、「花きの文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、市場関係者の連携による「食育」「花育」などのイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進する。

その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図る。

また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、消費拡大の必要性も十分に考慮しながら、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。

(3) 情報の公開・提供

卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向け、市場流通の安全性や市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努める。

(4) 地域との協働

近年の食品、日用雑貨等を取り扱う卸売業者の全国的な統合・再編や大規模小売業者の進出等流通構造の変化等によって、地域においては、最寄りの食品卸売業者の減少等により商品の十分な品揃えが困難になっているとする小売店もみられる。

また、高齢者や「買い物弱者」^{注30}への対応など、地域が抱える切実な課題に対して、卸売市場が持っている機能やノウハウを積極的に提供するなど、地域の商業者、住民等多様な主体と連携した取組が期待されている。

このため、卸売市場関係者は、加工食品や日用雑貨を取り扱っている卸売業者等と連携して、買受人の仕入ニーズに対応した品揃えや配送サービスの提供、地域住民や周辺の小売店等と連携した取組など、地域貢献活動に努める。

第6 推進体制

1 推進体制

行政や卸売市場関係者、関係団体がそれぞれの役割を果たすことにより、卸売市場の計画的な整備や卸売市場機能の維持強化に向けた本計画の効果的、効率的な推進を図ることとする。

○ 行政の役割

北海道は、本計画に基づいた取組を促進するため、市町や一般社団法人北海道市場協会と連携して、本計画の普及・啓発に努めるとともに、卸売市場に対して施策情報の提供や調査などを通じ適切な指導・助言等の支援を行っていくものとする。

公設卸売市場の開設者である市町は、本計画の趣旨を踏まえ、公設卸売市場の健全な運営の確保に努めるものとする。

民営卸売市場所在市町は、卸売市場が地域の流通インフラであることを踏まえ、本計画に基づいた取組を行おうとする卸売市場に対し、道と連携して適切な指導・助言等の実施に努めるものとする。

○ 卸売市場関係者の役割

卸売市場関係者(開設者、卸売業者、仲卸業者、買受人等)は、卸売市場の果たしている公共的な役割等を記載した本計画の趣旨を踏まえ、地域の多様な主体や卸売市場間の連携を視野に本計画に基づいた取組を積極的に進めていくものとする。

○ 関係団体の役割

卸売市場に係る関係団体である一般社団法人北海道市場協会は、会員である卸売業者等に対し、本計画の普及を図り、計画に基づいた卸売市場の取組を促進するため、指導・助言等の支援に努めるものとする。

2 推進管理

北海道は、本計画の実効性を確保するため、毎年度、取組状況調査を実施し、計画の推進状況を審議会に報告する。

別記 卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設(卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所)の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たりの市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1+a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

用語解説

注1	卸売市場法	卸売市場の開設や卸売取引に関する規制等を定め、卸売市場の健全な運営並びに生鮮食料品等の生産・流通の健全化を図るために制定された法律。昭和46年施行。
注2	卸売市場	卸売市場法では、「生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場、その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの」と定義している。 また、卸売市場法は、さらに卸売市場を次の三種に区分している。 ①中央卸売市場（農林水産大臣の認可を受けて開設された中核的拠点市場） ②地方卸売市場（中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が一定規模以上のもので、都道府県知事の開設の許可を受けたもの） ③その他卸売市場（中央卸売市場又は地方卸売市場以外のもの）
注3	生鮮食料品等	野菜、果実、魚類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜産物で政令で定めるもの。
注4	卸売市場経由率	青果物、水産物、花き等の総需要量に占める卸売市場での取扱量の割合。
注5	卸売業者	卸売市場において、出荷者から物品の販売の委託を受け又は買い付けて、仲卸業者、売買参加者その他買受人に対し卸売行為を行うことを業務とする者で、中央卸売市場の場合、農林水産大臣の許可が必要であり、地方卸売市場の場合、都道府県知事の許可が必要である。
注6	仲卸業者	卸売市場に一定の店舗を設け、卸売業者から買受けた物品を仕分け、調整して分荷販売する者で、北海道の卸売市場では仲卸人という。 仲卸業者は、中央卸売市場の場合、開設者の許可が必要であり、地方卸売市場の場合、開設者の承認が必要である。
注7	開設者	中央卸売市場の場合、農林水産大臣の認可を受けて市場施設を設置し、取引関係者を収容して市場取引を行わせる者。 地方卸売市場の場合、都道府県知事から許可を受けて市場施設を設置し、取引関係者を収容して市場取引を行わせる者。
注8	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織や財務、従事する職員の身分取扱い、経営の根本基準や経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定めた法律。
注9	消費地卸売市場	消費地に立地し、出荷者から出荷された物品を製造業者や小売業者、外食業者等に出荷することを目的とする業者に対し卸売をする市場。
注10	水産物産地卸売市場	生産地又は水揚港等に立地し、出荷者から出荷された物品を他市場、主に消費地卸売市場に出荷することを目的とする業者に卸売をする市場。
注11	PFI事業	公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う事業。
注12	指定管理者制度	従来、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的な代行させることができる制度。
注13	リテイルサポート (小売支援活動)	メーカーや卸業者が、小売店や得意先の活性化のため、販売等の支援活動を行うこと。 具体的には、価格や競合他社・キャンペーンに関する情報の提供、従業員教育、店舗指導などがある。

注14	コールドチェーンシステム	生鮮食料品等について、生産段階から小売段階を所定の低温に保ちながら流通させる仕組み。
注15	通い容器	生鮮食料品等を搬送する際に使用し、繰り返し再使用が可能な容器。 卸売市場等が産地に貸し出したり、別の管理会社から貸し出されている。
注16	生鮮EDI標準	大規模小売業者と取引先との間で行われている受発注業務に係る電子データ交換(EDI)について、生鮮食料品分野において必要なデータ項目、業務プロセスを整理し、標準化を図ったもの。
注17	市場取引委員会	開設者が、卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため卸売業者、買受人等市場関係者や学識経験者等を委員として設置する組織。
注18	バリューチェーン	生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることで、付加価値の連鎖を生み出すこと。
注19	サプライチェーン マネジメントシステム (商品供給最適 管理システム)	物流システムをある1つの企業の内部に限定することなく、複数の企業間で統合的に構築し、経営の成果を高めるマネジメントのこと。 なお、この場合の「複数の企業間」とは、旧来の親会社・子会社のような企業グループ内での関係に留まらず、全く対等な企業間で構築される物流システムも含む。
注20	買受人	北海道の地方卸売市場においては、卸売業者から卸売を受けることにつき、取扱品目の部類毎に、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けた者(小売業者、食品加工業者、外食業者など)。
注21	商物一致原則	生鮮食料品等の公正かつ効率的な取引を確保するため、市場内に運び込んだ物品のみを卸売の対象とすることとした原則。
注22	相対取引	卸売業者と買い手(仲卸業者等)が1対1の協議によって、価格等の取引条件を決定して販売する方法。 大規模小売業者との取引においては、予約相対取引(事前に取引数量、価格を決定)が多く、近年、その割合が高まっている。
注23	トレーサビリティ	物流の流通経路を、生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡可能な状態のこと。
注24	ロジスティクス (戦略的物流 管理システム)	消費者のニーズに対応するため、調達や生産、販売行為を同時に視野に入れつつ、原材料や製品などの効率的な流れを計画・実行・管理すること。
注25	北海道地方卸売市場検査要領	卸売市場法の規定にもとづき北海道が地方卸売市場の開設者又は卸売業者に対して行う検査について定めた要領。 立入検査において、卸売業者の資力信用の評価を行うに当たり、次のとおり財務基準を定め、いずれか一つでも該当する場合は、該当する項目について講評事項としている。 ① 純資産額が別表(省略)の純資産基準額を下回っている。 ② 流動比率が1未満である。 ③ 自己資本比率が0.1未満である。 ④ 連続して三事業年度以上の期間にわたり経常損失が生じている。
注26	キャリアパス	ある職位・職務に就任するために必要な一連の業務経験やその順序、配置異動の内容を明確化したもの。

注27	北海道食の輸出拡大戦略	<p>海外市場への販路を開拓し、その成長活力を取り込むことにより地域を支える農水産業や食品加工業の発展と力強い地域経済の構築を図るために北海道が策定した戦略。</p> <p>平成30年(2016年)の輸出目標額1,000億円(水産物・水産加工品750億円、農畜産物・農畜産加工品100億円、その他加工食品150億円)。</p>
注28	農林水産業の輸出強化戦略	<p>輸出を実行する農林漁業者等が活用することで、具体的な行動を起こすことが期待できる施策を、国が取りまとめたもの。</p> <p>平成32年(2020年)における農林水産物・食品輸出額の1兆円達成が目標。</p>
注29	道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議	<p>災害等の発生により被災した卸売市場に係り、その地域の生鮮食料品等の確保を図ること、情報の共有化による卸売市場相互の連携(災害時相互応援協定)を推進するため、札幌市中央卸売市場をはじめ道内各地の地方卸売市場等で構成された組織。</p>
注30	買い物弱者	<p>流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々。</p>